

小山市医療機関運営支援事業補助金交付要領(食料品分)

(目的)

第 1 条 この要領は、コロナ禍や国際情勢の変化などによる物価高騰の影響を受けた、小山市内の医療機関における患者への食事提供に係る経費を支援することにより、食材料費に係る経済的負担の軽減及び患者の療養を支える食事の質的低下を防ぐことを目的とする。

(対象医療機関)

第 2 条 この事業の対象となる医療機関(以下「対象医療機関」という。)は、市内に開設している病院、有床診療所とする。ただし、申請時点で診療を休止又は廃止している医療機関については、この限りでない。

(補助対象経費)

第 3 条 この事業の対象となる経費は、令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に、対象医療機関において提供した食事に関する経費とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、1 食あたり一般病床及び精神科病床については 16 円を、療養病床については 14 円を補助基本額とし、これに食事を提供した数を乗じて得た額とする。

(申請の手続き)

第 5 条 補助金を受けようとする対象医療機関の長(以下「申請者」という。)は、小山市医療機関運営支援事業補助金(食料品分)交付申請書(実績報告書兼請求書)(別記様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて、別途市長の定める日までに市長に申請するものとする。

- (1) 月別食事提供数明細書(様式第 1 号別添)
- (2) (1)の食事提供数が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 6 条 市長は、申請者から前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

(交付決定の通知等)

第 7 条 市長は、申請内容が適当であることが認められた場合は、小山市医療機関運営支援事業補助金(食料品分)交付決定通知書(別記様式第 2 号)によりその旨を通知の上、交付を決定した申請者(以下「交付決定者」という。)に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の条件)

第 8 条 交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該補助金と対象経費が重複した他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (2) 食事提供について、材料費を含め事業者に委託している場合は、本補助金で交付を受けた分について、事業者に還元しなければならない。
- (3) 事業に係る収入、支出及び食事提供数を明らかにした帳簿を備え、当該収入等について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(診療の休止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。

(補助金の返還)

第 9 条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により申請を行ったと認めるときは、第 7 条の規定による交付の決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 4(2022)年 12 月 14 日から施行し、同年 10 月 1 日から適用する。